



**JCLU**

社団法人自由人権協会

**社団法人自由人権協会**

〒105-0002 東京都港区愛宕1-6-7 愛宕山弁護士ビル306号室

TEL:03-3437-5466 FAX:03-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

JAPAN CIVIL LIBERTIES UNION

306, Atagoyama Bengoshi BLDG. 1-6-7, Atago Minato-ku, Tokyo 105-0002, Japan

TEL:+81-3-3437-5466 FAX:+81-3-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

2009年9月29日

内閣総理大臣 鳩山 由紀夫 様  
外務大臣 岡田 克也 様  
法務大臣 千葉 景子 様  
男女共同参画担当大臣 福島 瑞穂 様  
国家戦略担当大臣 菅 直人 様

社団法人自由人権協会  
代表理事 羽 柴 駿  
同 紙 谷 雅 子  
同 田 中 宏  
同 喜 田 村 洋 一  
同 三 宅 弘

## 国際人権条約の個人通報制度の受諾を求める要望

自由人権協会は、千葉景子法務大臣が閣僚就任会見において、国際人権条約の個人通報制度の受諾を行なうとの抱負を述べたことを歓迎します。選択議定書の締結は民主党の政権政策に掲げられていた公約のひとつであり、当協会は、民主党が政権政党となった以上、連立政権がこの公約を速やかに実行に移すことを求めます。

個人通報制度は、条約機関が個別の事案の救済を図ることにより条約の求める正義を実現し、法の支配を具現化するための制度です。2009年9月23日現在、1976年に採択された自由権規約の第一選択議定書は、111ヶ国が、1999年に採択された女性差別撤廃条約選択議定書は、98ヶ国が締約国となっています。このほか、人種差別撤廃条約、拷問等禁止条約、社会権規約、強制失踪条約・障害者権利条約（日本は署名のみで未批准）、移住労働者条約（日本は未署名・未批准）のいずれにも個人通報制度が存在しますが、日本政府はひとつも受け入れていません。

日本が国際社会で先進国としての責任を果たし、平和への貢献をしていくためには、日本国内に効果的で透明な人権保障システムを確立することが不可欠です。人権条約の日本政府報告書審査において条約機関から繰り返し指摘を受けているように、個人通報制度は人権侵害に対する司法の役割を強化するものであり、司法権の独立を侵害するものではありません。個人通報事案に関する条約機関の先例は、すでに長年にわたる研究が外務省・法務省に蓄積されています。

当協会は、新政権が、当面、個人通報制度の中でも、国内の人権団体・NGOの関心が高く、日本から条約機関の委員が選出されている自由権規約、女性差別撤廃条約のふたつについて、遅くとも次期通常国会で選択議定書締結のための国会承認を得ることを強く求めます。

以上